

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 1 号にかかる  
いじめ重大事態の発生に伴う調査報告書

令和 7 年 3 月 24 日  
大磯町教育委員会  
(大磯町いじめ問題対策・調査委員会)

## はじめに

本件は、大磯町立[ ]小学校（以下、「本件学校」という。）[ ]（令和4年度当時）の[ ]さん（以下、「被害児童」という。）が、同学年の児童複数名から暴言等を浴びせられるといういじめ事案等の結果、令和4年12月に町外の小学校へ転校したことを受けて、令和5年4月に被害児童保護者が学校の対応等についての記録を個人情報開示請求した際に、併せて当時の学校と教育委員会のいじめ対応についての検証を求められたことから、大磯町教育委員会がいじめによる重大事態とした案件である。

## 第1 事案の概要等について

### (1) 関係児童について

#### ○被害児童

(学校名)

大磯町立[ ]小学校

(学年・学級・性別)

[ ]

(氏名)

#### ○加害とされる児童

(学年・学級・性別)

[ ]

(氏名)

(以下、「児童A」と言う。)

(学年・学級・性別)

[ ]

(氏名)

(以下、「児童B」と言う。)

(学年・学級・性別)

[ ]

(氏名)

(以下、「児童C」と言う。)

(学年・学級・性別)

[ ]

(氏名)

(以下、「児童D」と言う。)

(学年・学級・性別)

[ ]

(氏名)

(以下、「児童E」と言う。)

### (2) 事案の概要

- ・ 小学校入学後からいじめの被害等を訴え、令和3年度については、特に学級が落ち着きなく、安心して授業が受けられないという訴えもあり、学校管理職が直接保護者対応するなどの状況もあった。
- ・ 令和4年度はクラス替えなど、人間関係上の配慮を行ったが、休み時間や放課後等に他のクラスの児童から暴言を吐かれる等のいじめ事案が発生した。
- ・ 令和4年10月頃に、他クラスの児童から下校途中に暴言を言われ、安心して下校できない状況が発生した。教室の中は安全だが、教室を出て、廊下を歩く時などに加害児童に会うことを心配しており、トイレにも自由に行けない状態となってしまった。
- ・ 学校もいじめ防止に向けた手立てをとってきたが、被害児童及びその保護者から見て状況が改善しているとは感じられなかったため、このまま通うことが難しいとの判断に至った。同年11月の初めから町教育委員会

等に転校の意思を示された中、同年11月18日（金）を最後に、被害児童が学校を欠席することとなり、同年12月15日（木）付で[redacted]小学校へ区域外通学（教育的配慮：いじめ、不登校等、心身上の理由により配慮を必要とする場合）することとなった。

### （3）教育委員会主体調査に至るまでの経緯

令和5年4月14日

・ 被害児童保護者（母親）が来庁し、令和4年度のいじめ事案に係る、個人情報開示請求を申請した。

・ その際、対応した教育委員会事務局員（教育部学校教育課 担当主幹兼指導主事 辻丸 聖順）に対して、「今回のいじめ事案は重大事態として扱っているのか」「今回、大人の対応について納得できない部分がある。子どもを含めて今後前へ進んでいくために、検証していただきたい」旨の申し出があった。

※ この問いに対して、事務局員より、「今回の被害児童の案件は、深刻ないじめ事案が起こったという認識で対応してきたが、法に基づくいじめの重大事態としては扱っていなかった。」「学校は、すでにこの事案について記録をまとめ校内で共有等を図っているが、今回、保護者からのお申し出もあることから、いじめによる重大事態が発生したものと今後調査等の対応をさせていただく。」ことを回答した。

・ このことから、大磯町いじめ防止基本方針（平成30年8月改定）の「Ⅲ 重大事態への対処」p15『児童・生徒やその保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態とみなし、適切かつ真摯に対応します。』とあるので、保護者からの訴えをもって重大事態が発生したものと判断した。

・ 同日、教育長へ報告を行うとともに、大磯町長へ重大事態発生報告をした。

令和5年4月20日

・ 令和5年度第1回大磯町教育委員会定例会後の事務連絡調整会議にて、教育委員へ報告した。この際、教育委員会が調査主体となって調査を実施することを確認した。

令和5年5月1日

- ・ 被害児童保護者と面会。重大事態調査の方向性（教育委員会が調査主体となること、その場合は、附属機関である「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」が行うこと）を説明し、同意を得た。
- ・ この際、調査委員としてPTA代表及び民生委員児童委員代表の調査委員は特に外してほしいこと、調査委員の中に精神科医を入れてほしいことを保護者からの要望として受けた。

令和5年5月上旬

- ・ 上記、保護者からの申し出を受け、教育委員会事務局といじめ問題対策・調査委員会 古屋茂 委員長と確認した結果、委員長（学識経験者）、副委員長（弁護士）、精神科医の委員の3名で調査を行うことを確認した。その後、3名の調査委員へ連絡し、重大事態調査について説明、同意を得た。

令和5年5月15日

- ・ 「大磯町いじめ問題対策・調査委員会」委員に対して、教育長名で重大事態調査の発生及び調査協力についての文書を発出した。

## 第2 教育委員会主体調査について

### (1) 調査期間

令和5年6月20日(火) ～ 令和7年3月24日(月)

### (2) 調査組織及び構成員

古屋 茂 委員 (調査委員会委員長 学識経験者)  
古谷 泰宏 委員 (調査委員会副委員長 弁護士)  
猪股 誠司 委員 (調査委員会委員 精神科医)

事務局 辻丸 聖順 (大磯町教育委員会教育部学校教育課担当主幹  
兼指導主事)  
鈴木 義邦 (大磯町教育研究所長)

### (3) 調査方法

大磯町いじめ問題対策・調査委員会から派遣された、いわゆる第三者委員が関係者への聞き取り等を行うとともに、被害児童保護者が提出した資料や学校及び教育委員会が当該事案について記録している文書等を参考にするなどして、いじめの事実確認に係る関連調査を次の通り行った。

① 令和5年 6月20日(火) 大磯町教育研究所2階スペース  
19:00～20:30 被害児童保護者(母親)との面会

② 令和5年 7月5日(水) 大磯町教育研究所2階スペース  
18:30～20:30 調査委員3名による、調査の進め方の協議等

③ 令和5年 7月20日(木) 大磯町教育研究所2階スペース  
14:00～19:00 学校関係者への聞き取り①

※対象者: [黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時の担任)  
[黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時の教育相談コーディネーター)  
[黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時の児童指導担当教員)  
[黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時、 [黒塗り] 担任)  
[黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時の担任)  
[黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時、 [黒塗り] 担任)  
[黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時、 [黒塗り] 担任)  
[黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時、 [黒塗り] 担任)  
[黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時、 [黒塗り] 担任)

④ 令和5年 8月21日(月) 大磯町教育研究所2階スペース  
15:30～20:00 学校関係者への聞き取り②

※対象者: [黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時の担任)  
[黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時の担任)  
[黒塗り] (被害児童小学 [黒塗り] 年生時、 [黒塗り] 担任、令和 [黒塗り] 年度教務主任)  
[黒塗り] (令和 [黒塗り] 年度教頭)

- ⑤令和5年 9月27日(水) 大磯町教育研究所2階スペース  
15:30～19:30 学校関係者への聞き取り③  
※対象者: [ ] (令和 [ ]年度教育相談コーディネーター)  
[ ] (令和 [ ]年度児童指導担当教員)  
[ ] (被害児童小学 [ ]年生時、 [ ]担任)  
[ ] (被害児童小学 [ ]年生時、 [ ]担任)  
[ ] (令和 [ ]年度学校長)
- ⑥令和5年 10月23日(月) 大磯町教育研究所2階スペース  
17:00～19:00 調査委員3名による、調査内容の整理及び今後の調査の進め方の協議等
- ⑦令和5年 12月25日(月) 大磯町教育研究所2階スペース  
10:00～11:30 被害児童保護者(両親)との面会
- ⑧令和6年 3月5日(火) 同学年児童([ ]名)へのアンケート  
(以下、「令和6年3月アンケート」と言う。)を実施
- ⑨令和6年 3月11日(月) 大磯町教育研究所2階スペース  
16:00～18:00 調査委員3名による、令和6年3月アンケート結果の分析、児童への聞き取りスケジュール等の確認及び今後の調査の進め方の協議等
- ⑩令和6年 3月13日(水) 大磯町立 [ ]小学校教育相談室  
13:00～15:00 令和6年3月アンケート結果をもとに、児童(5名)への聞き取り
- ⑪令和6年 3月18日(月) 大磯町立 [ ]小学校教育相談室  
10:30～12:00 令和6年3月アンケート結果をもとに、児童(1名)への聞き取り
- ⑫令和6年 3月27日(水) 大磯町立図書館2階大会議室  
13:00～16:00 関係児童への聞き取り①(児童A、B)
- ⑬令和6年 3月29日(金) 大磯町教育研究所2階スペース  
18:30～21:00 関係児童への聞き取り②(児童C、E)  
調査結果の取りまとめ等に向けての協議
- ⑭令和6年 5月9日(木) 大磯町教育研究所2階スペース  
18:00～20:00 調査結果の取りまとめ 等
- ⑮令和6年 5月15日(水) 大磯町教育研究所2階スペース  
19:00～21:00 関係者への追加の聞き取り①  
※対象者: [ ] (令和 [ ]年度～令和 [ ]年度 [ ]小学校長)  
熊澤 久 (令和3年度～令和5年度大磯町教育委員会教育長)
- ⑯令和6年 5月17日(金) 大磯町教育研究所2階スペース

18：30～21：00 関係者への追加の聞き取り②

※対象者：海保 岳（令和元年～3年度大磯町教育委員会学校教育課副主幹兼指導主事）  
大曾根和之（令和3年度～現在 大磯町スクールカウンセラー）

- ⑰令和6年 5月31日（金） 大磯町教育研究所2階スペース  
19：00～21：30 調査結果の取りまとめ 等
- ⑱令和6年 6月7日（金） 大磯町教育研究所2階スペース  
19：00～20：30 被害児童保護者（両親）との面会  
調査報告書案の作成等について
- ⑲令和6年 8月7日（水） 大磯町教育研究所2階スペース  
18：00～21：00 追加調査
- ⑳令和6年 8月30日（金） 大磯町教育研究所2階スペース（オンライン）  
18：00～21：00 追加調査、報告書（案）取りまとめ
- ㉑令和6年 11月22日（金）  
19：00～21：00 被害児童への聞き取り  
被害児童保護者（両親）との面会
- ㉒令和6年 12月24日（火） 大磯町立■■■■中学校相談室  
10：00～12：00 11月22日被害児童聞き取り結果をもとに、生徒（1名）への聞き取り等
- ㉓令和7年 1月8日（水） 大磯町役場本庁舎4階第2委員会室  
16：30～19：00 11月22日被害児童聞き取り結果をもとに、生徒（1名）への聞き取り等
- 令和7年 1月10日（金）～2月14日（金）  
調査委員による、調査結果の取りまとめ及び報告書（案）作成
- 令和7年 3月7日（金） 大磯町教育研究所1階相談室  
10：00～12：00 被害児童保護者へ調査報告書（案）の事前提示①
- 令和7年 3月8日（土）大磯町教育研究所1階相談室  
10：00～12：00 被害児童保護者へ調査報告書（案）の事前提示②
- ㉔令和7年 3月24日（月）大磯町教育研究所2階スペース  
17：30～19：00 調査報告書（案）の最終説明等

(1) 調査結果

まず、本いじめ事案に関する調査を実施する中で、確認できたことやできなかったこと、関係者の聞き取り結果を突き合わせた中で判断できること、関係者で主張が異なること、調査の限界、認定する上での調査委員3名の見解等について次の通り記載する。

- 小学1年から5年時までの被害児童に係るいじめ事案について、学校がいじめ認知集計表（以下、「集計表」という。）にまとめていたものは、小学1年生時7件、小学3年生時5件、小学4年生時9件、小学5年生時12件の計33件（うち、本調査で加害とされる児童5名からの被害は23件）だった。

なお、認知件数については、あくまでも学校が把握しているものであり、学校が気づいていない案件や当時被害児童及びその保護者から申し出があったものの、件数として挙げていない案件も存在していることが調査の中で確認できた。

- 学校は、いじめ防止対策推進法（以下、「いじめ法」という。）に基づき、被害を感じた側が訴えたものは、全ていじめとして認知している状況が集計表や関係教員への聞き取り等からも確認できた。しかし、加害児童に事実確認できず、被害側からの訴えだけで認知したいじめ事案も集計表の中に存在していることも確認できた。また、特に小学1年生から4年生までのいじめ事案については、関係者の記憶も確かではない部分もあるため、その態様も含め詳細な事実まで全て確認するには至らなかった事案がある。

- 児童Dについて、

本人からの証言を得ることはできなかった。

- 被害児童保護者の訴えによると、小学■年時、5月の連休明け頃、被害児童に対する暴力やからかいなどが継続している事を当時の担任へ相談し、担任はその出来事を認めたが、いじめの行動は変わらず継続したということで、本調査で改めて当時の担任に聞き取りを行ったところ、覚えていないということもあり事実確認まで至らなかった。

しかし、令和6年11月22日（金）の調査の際に被害児童保護者から提供された、小学校当時の連絡帳（写し）の記載を確認すると、平成30年5月7日付で保護者から事案の相談があり、それに対して当時の担任が、関係児童へ指導するなどの対応をした旨の記載が残っていることが確認できた。このことから、被害児童保護者が訴えている小学1年生時のいじめ事案については発生していたものと言えるが、本件については、学校がいじめ認知集計表への記録がないため、担任の指導のみで完結してしまい、その後の情報共有等に生かされなかったと推察できる。

なお、この案件で名前の挙がっている加害児童については、これ以降被害児童へのいじめの被害が学校で記録されていないこと、本調査にあたり、被害児童及びその保護者から指摘のあった加害児童には含まれていないことから、小学2年生時以降、この児童が被害児童を継続していじめていたとまでの確認はできなかった。

- 令和6年6月28日（金）に被害児童保護者が事務局に対し、「被害児童が小学■年生時に、当時の教頭（■■■■氏）に対して、いじめの被害や学級の改善を訴えた手紙を渡した」「それに対して教頭から、学校長

と担任で共有し、対応について検討したと報告を受けた」ので確認してほしいとの申し出があった。この件について、令和6年8月30日（金）調査の際に、調査委員が当時の教頭に電話で確認した結果、「被害児童以外の様々な学校運営等の件で、被害児童保護者より手紙や連絡をもらったと記憶している」「学級が落ち着かない事や当時の担任の指導方法について御意見をもらった認識はある」「いじめについて御指摘いただいたことだが、はっきり覚えていない」「手紙をもらったことは担任と共有したが、具体的な共有内容までは記憶していない」等の回答があった。なお、この手紙の存在を学校に確認したが、現時点では残っていないことが調査の中で確認できた。

- 小学■年時に、児童Aから昇降口でランドセルを蹴られる、履いている靴をけなしてくるという事案があったと保護者からの訴えがあり、当時の担任も被害児童保護者から事案の発生について聞いていたことは後の聞き取りの中で確認できた。しかし、学校のいじめ認知報告には記載されておらず、且つ学校がこの事案に対して当時どのように対応していたのかについては、関係者への聞き取り等からは確認できなかった。
- 小学■年時、被害児童保護者からの訴えによると、児童Dによる被害児童への「体型いじり」「靴箱から靴を外へなげ捨てる」「奇声での威嚇」「大きな声で嫌がらせ」等のいじめ事案が複数回あったとのことだが、学校の集計表による小学■年時の児童Dによるいじめ加害は2件あったことは確認できたが、それ以外のいじめ事案について確認はできなかった。

なお、2件のうちのひとつの事案については、令和6年11月22日（金）の調査の際に被害児童保護者から提供された、小学校当時の連絡帳（写し）の記載で裏付けができた。また、もうひとつの事案については、同じ日に児童Dだけでなく、児童Aからも「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」ということで被害児童からの申し出があったということで学校が認知しており、こちらにも実際に発生していた事案として判断できる。

ただ、小学■年時に学校が認知した加害児童からのいじめはこの1件のみなので、被害児童が一年間継続して複数人の加害児童からいじめを受けていたとまで確認はできなかった。

- 小学校■年生から■年生において、被害児童保護者の訴えと集計表の記録等から、被害児童に対してのいじめ事案は多数回あったと判断できる。しかし、具体的な態様まで全て確認することはできなかった。
- 被害児童と児童Eは小学■年生時、同じ学級であった。この時、両者の間でいじめの加害及び被害として学校が集計表に記録している事案が発生していた。被害児童保護者は、この時のいじめ事案の経験から児童Eと被害児童が今後同じクラスになることはないと考えていたことは、被害児童保護者と学校とのやり取り等からも判断できる。

しかし、当時の学校は、小学■年生へ進級する際は別々の学級にしたものの、児童Eと被害児童の事案について上級学年までこの先ずっと引き継ぐような考えをもっていなかったと言わざるを得ない。このことは、関係教員への聞き取りの中で、「被害児童と同じ学級にしない児童は誰々」というような具体的な引き継ぎ及び情報共有があったとは確認できなかったことによる判断である。

- 被害児童が小学■年時の1学期中、被害児童と児童Eとの間で複数回のいじめ事案が発生し、学校は様々指導していることは確認できた。

また、令和3年9月15日（水）に発生した児童Eとのトラブル（\*）

が発生した際に、被害児童がいつも通りの顔で帰宅してきたこと、家でも児童Eの話が普通になるようになっていたことが被害児童保護者から電話があったという学校の記録等などがあることから、児童Eとの関係はある程度改善されていたと当時の学校が考えていたと判断できる。

(\*) 給食のワゴンを返却する際、児童Eが被害児童の左腕を叩いたとされる件。当時の学校が双方に確認したところ、児童Eは悪意ではなく、被害児童を励ます意味で触ったとのこと。これについては被害児童本人も当時の聞き取りに対して、「児童Eは正直に言っていた」「わざとではない気がする」等の話があったとのこと。

- 児童Cについて、小学校■年時の令和3年9月22日(水)に発覚したとされる、被害児童保護者から訴えのあった給食の量を減らす事案については、当時の学級担任が被害児童保護者から相談を受けていたことや、令和6年3月アンケートにおいて、そのような事案があったことを聞いたことがあると回答していた児童が複数名いたことから、事案として、当時の学年及び学級において、給食配膳時に児童間で盛り付け内容に差があるようなことがあったのではないかと判断できる。

しかし、この事案に対して主導的に児童Cが行っていたという第三者の証言はなく、また児童C本人も否定していることから、本調査としては児童Cが主導的に起こしたいじめの事案として事実確認することまではできないと判断した。

なお、当時の担任は、複数の児童による給食減らしがあったという形で認識していたこと、当時、管理職へ報告はせずに、学級内への全体指導(「給食の盛り付けで差が出ると悲しむ人がいるからやめよう」という主旨)で対処したことがそれぞれ調査の中で確認できた。

- 被害児童が小学校■年時に早退が半年近くあったという訴えが被害児童保護者への聞き取りの中であったため、当時の担任への聞き取り等した結果、確かに2学期の後半に早退が多くあったことが確認できた。

早退の理由について、被害児童保護者としては、給食を減らされたり、学級が騒がしい中で被害児童が嫌な思いをしていたりするという、いじめが背景にあるものとして認識していたということである。

一方、学校側としては、学級が落ち着かないという理由で来られなくなったという認識で対応していたことが確認できた。この学校側の認識違いの根拠として考えられることとして、令和3年10月27日(水)と同年11月30日(火)に被害児童保護者が直接教育委員会へ連絡をしていることが確認できている。その話としては、「1学期に相談した被害児童に対するいじめについては、解消に向かっている。教育委員会の対応に感謝をしている。」「いじめは解消したものの、学級の授業が荒れており、内容がわからない。」「担任を学校全体でサポートしようという雰囲気を感じられない。」「クラスが騒がしく、授業を落ち着いて受けることができない。」「子どもが1ヶ月ほど前から、早退を繰り返すようになった。」「耳栓をしたり、フードをかぶったりして自衛をしているが、我慢にも限界がある。」「このままでは3学期以降不登校になってしまうのではないかと心配している。」「子どものメンタルケアのため、SCのカウンセリングを希望する。」などが確認できた。これらの情報は当時、学校と教育委員会で共有されていることから、上記学校の認識にも影響を与えた可能性は否定できない。

さらに、当時、令和3年12月頃から令和4年4月末の間、学校に派遣されていたSCと被害児童が複数回にわたって面接をした際、「いじめは少なくなったけどまだあるかもしれない。」「最近はクラスがうるさくて

学校に来られない。」「耐えられるのが4時間目までで限界。」「もしも教室が静かになったら6時間目までいられそう。」「お母さんが早退して回避したらと言っていた。だから僕は回避している。」「(給食に参加したくないのはコロナになったらどうしようという気持ちがあるのかというSCからの問いに) それもある。」などの発言もあったことから、学校側の判断として、いじめが主の理由ではなく、学級が落ち着かないために早退が続いているということにつながり、進級時の学級編成においても、被害児童が落ち着いて過ごすことのできる学級配置という観点で対応を検討していたことが確認できた。

ただし、被害児童保護者が調査にあたって提出した記録によると、給食に参加できていないことに関して、「コロナが怖いからでしょう。」とSCに受け取られていたこと。時間もなく話の流れが読めずその部分は疑問だったが面談時間は終了してしまったこと。給食の気になる部分について、被害児童に質問したところ「マスクをいつもしていない。」「口の中に食べ物が入った状態ではしゃべらないという約束が守れない。」「黙食し、前を向く。」「自分は喘息だから気になる。」とSCに答えたとの発言があったことなどから、そこから「コロナが怖いから給食に参加できない」と話の流れになってしまったのではないかと考えており、当時の学校と被害児童及びその保護者との認識には大きな違いがあったことも確認している。

この認識違いのエピソードとして、当時の担任から学校長の提案として、「教室で食べられないのであれば、校長室で食べることもできる。」旨の話があったと被害児童保護者が記憶していることである。当時の保護者からすれば、被害児童が嫌な思いをしているのだから、こちらが教室から離れるのではなく、教室の雰囲気落ち着いたものにしていくのが先ではないかという不満をもっていた。しかし、学校は落ち着かない学級を改善している状況であるという認識のため、被害児童が無理に教室で給食を食べるようなことがあってはいけないという配慮から別室での喫食を勧めたという認識だったと考えられる。

- このように当時の学校は、「学級が落ち着かない状況」を改善して欲しいことが保護者の希望であると認識していたこと、いじめを主要な原因として捉えていなかったのではないかと判断できる。

また、上記のとおり、被害児童保護者からの直接の訴えに加え、当時の学校からの報告等により、教育委員会事務局も、いじめへの対応よりも、「学級運営改善に向けての方策」を主としていたことが確認できた。そして、それに向けての対策を取り、当時被害児童保護者も学校の取組に最終的には納得されたという報告を学校側から受け取っていたため、小学■年時が終わる段階で、教育委員会は被害児童保護者からの要望については、学校が応えることができたと考えていたことが確認できた。

- なお、被害児童への聞き取り調査の中で、小学■年時の2学期から■年生に入るまで、「掃除の時間に箒の柄の部分で頭の上での寸止行為」をされたり、「調子に乗ってんじゃない。殺すぞ」などの暴言を受けたりなど、ずっといじめられていたという発言があり、特に給食の量を勝手に減らされたことや、消しゴムなどの物を盗られたりした記憶があるということだった。そして、そのような被害を当時の担任へ繰り返し訴えていたが、「しつこい」「(いじめてくる子と)目を合わせないようにしてください」と言われたとのことだった。

これらの発言について、当時いじめ被害を相談していたという同じクラスだった児童(■)2名への聞き取り調査を実施した

ところ、児童A、B、C、D、Eらから、被害児童が給食の量を減らされたり、鉛筆や消しゴムを盗られたりすることが実際にあったということだった。

- 被害児童が小学■年時の早い時期に、学校においてアレルギー面談（学校側出席者：教頭、学年主任、学級担任、養護教諭、栄養士）があり、被害児童保護者から、「(小学■年時のクラスでは)給食の盛り付けに差があったこと」「学級担任の指導が足りていなかったこと」等について申し出があったことは学校関係者からも確認できた。

しかし、児童Cによる主導的な加害事案であるとの話が被害児童保護者から出されたかについては、関係者の記憶も曖昧であり、確認できなかった。

なお、被害児童保護者の記憶では、「アレルギー面談」後に学年主任及び担任に対して、小学■年時に発生していたとされる「給食減らしの案件」及び「その案件に児童Cが主導的に行っていたこと」が校内で共有されていたのかどうかを問い合わせたとのことである。

- 小学■年時に、廊下やトイレの前や中、下校時の通学路で被害児童が暴言を吐かれるといういじめ事案について、被害児童保護者からの訴えや当時の学校指導記録、集計表等より、児童Aによる暴言はあったものと確認できる。

一方、児童B、児童C、児童D、児童Eもその場におり、一緒になって暴言を浴びせたということについては、学校側の記録では一緒にいたことは事実だが、あくまで児童Aだけが言っていたこととなっていた。

これについて、児童A本人は暴言を吐いた事実を聞き取りの中で認めていたが、児童B本人、児童C本人、児童E本人はそれぞれ聞き取りの中で暴言だけでなく、一緒に下校していたこともあまりなかったと証言していることから、児童Aのいじめ加害の事実認定はできるが、それ以外の児童についての認定はできなかった。ただし、仮に児童Aだけが暴言を吐いていたのが事実だとしても、その際、一緒にいた関係児童がその行為を放置するような行動をとっていたのであれば、集団で暴言を吐いていたのではないかと見なされても仕方のない行動であったと言わざるを得ない。

- なお、トイレ内で威嚇されるなどされたことにより、被害児童が怖くてトイレを使用できないと言っていることを当時の学級担任に相談したことについて、小学■年時のいじめ事案及びその対応について学校がまとめた経過記録には令和4年11月10日(木)に保護者から「息子がトイレを我慢していることを聞いた。■年生側のトイレを使うのも怖いと感じている」との相談があったとの記録があり、その際学校側の回答として、「トイレは、職員室前でもどこでも使って大丈夫」と伝えている。

しかし、上記の記録以前に、被害児童保護者の方から担任へ相談した際に、「同じ階の別のトイレ、■年生側を使用できるように相談する」とのことだったが、後日、「■年生の学年に断られてしまいました。すいません」とのやりとりがあったことも記憶しており、この出来事は学校内で被害児童の人権について、全く考えてもらえていなかった、あるいは軽視したと感じられるくらい大きな出来事であったと被害児童保護者は感じている。

また、同時期に、■年のあるクラスでは、「■年生と目を合わせていけない」という旨の学級指導があったことも調査の中で確認されていることから、当時第■学年で発生していた関係児童による問題行動等について、解決に向けて学校全体で対処していたとは思えないという被害児童

保護者の言い分は十分に理解できる。

- また、下校時の通学路上で暴言を吐かれるといういじめ事案が発生した際、被害児童保護者の方から、事案回避のため、当時、学校が指定していた通学路とは異なる道路を使用したい旨を希望したとのこと。しかし、学校長及び教頭の回答が「警察からも指導されているため、変更は認められない。」とのことだったため、被害児童保護者自ら大磯警察署に確認をしたところ、そのような指導は学校に対して行っていないという回答を得ている。

このことは、当時、この学校の対応について被害児童保護者が町教育委員会へ問い合わせをしており、その際、学校の回答について「登下校に責任をもつ保護者の方から要望しているのであれば、学校として断る理由は弱いのではないか。」という旨の見解を事務局職員が示しており、その足で当時の学校長に対し、通学路変更が可であることを指導していることが調査の中で確認できている。

- 被害児童保護者が学校に提出したとされる診断書について、被害児童が小学■年時の担任が受け取っていたことは調査の中で確認できた。しかし、管理職を含めその診断書の内容が組織として共有されていなかったことが聞き取り調査の中で確認できた。なお、診断書の原本は現在学校で保管されている。
- 令和4年11月28日（月）に保護者からの訴えがあった、児童Bによる、被害児童を階段から突き落としたいという発言及び脅しについては、令和6年3月アンケートにおいても発言者が特定できなかったことや、児童B本人が否定していることなどから、児童Bによる被害児童へのいじめ事案として認定することはできない。しかし、当時、何らかの心理的な圧力を被害児童が感じており、そのことが学校で安全に過ごすことができないと思うに至ったことは推察できる。
- 被害児童が転校に至る直前の令和4年11月2日（水）に発生した、被害児童保護者（母親）が児童Dに対して昇降口前にて声をかけ、ランドセルを掴んだとされる件について、当時の学校長以下、本いじめ事案への対応に関わっていた教員が、当時、いじめ事案への対応が続いていた中ではあるが、被害児童保護者側がこの出来事を気にするあまり、転校することを選択したのではないかと考えていたことが調査の中で確認できた。

また、当時の教育委員会事務局も、学校からの報告等により、転校の背景には昇降口での出来事が大きな要因であると受け止め、保護者の要望する他市町への転校について最大限配慮することが保護者に寄り添うことになると考えていたことが確認できた。

- 児童A本人への聞き取り調査の中で、小学■年生の時に、「デブ」等の具体的な言葉で被害児童に対して悪口を言ったことについて認めていること等から、児童Aからのいじめの事実認定はできると判断した。また、学校がまとめたいじめ認知集計表の記録では、児童Aが被害児童に対して11件（小学■年生時1件、小学■年生時1件、小学■年生時9件）のいじめ加害記録があることを確認した。
- 児童Aは、上記悪口を言った理由として、運動会の練習の際に被害児童からも嫌なことをされたという発言が聞き取りの際にあった。この被害児童からのいじめ加害事案について、関係教員からの聞き取りでも確認できず、集計表で認知されてもいないことから、事実認定までは至らなかった。
- 令和6年3月アンケートに回答した児童に再度聞き取りを行う中で、

誰がやったのかという問いに対して児童Aという回答があった。また、今回、被害児童及び当時同じクラスであった児童2名への聞き取りの中でも、児童Aが指示や実行の役割を担っていたのではないかと証言があったが、被害児童と児童Aは小学■年当時同じクラスになっていないこと、アンケートに回答した児童が自分で見聞きしたことではないということが聞き取りの中で確認されたため、発言の信ぴょう性は薄いものと判断した。

なお、被害児童保護者からの申し出によれば、小学■年時、休み時間に度々、児童C、児童Eのいる被害児童の教室へ児童A、児童Bが集合し、からかい、暴言、嫌がらせ等を受けていたとのこと。被害児童も学校へ訴えていたようであり、当時、被害児童保護者の方からもそのような嫌がらせ等を回避できるように、小学■年時に学年全体で約束されていた、「自分のクラス以外の教室へは入らない」という約束事がないのかどうか学校にも伝えていたとのことだった。

このことについては、学校関係者の聞き取り調査の中でも確認できず、学校側に記録としても残っていない。

- 児童Bについて、小学■年生時に、被害児童を階段から突き落としたいと児童Bが言っていたのではないかという事案について、令和6年3月アンケート等で確認した結果、複数名の当該学年児童から、（誰が言っていたかまでは不明だが）見聞きしたことがあるという回答があった。これについて、さらに当該学年児童への聞き取り等を行ったところ、本いじめ事案が新聞やインターネット等で話題となった際に伝聞として聞いたという児童もいたことから、当時見聞きしていたということまでは令和6年3月アンケートの回答から判断することはできなかった。また、児童B本人も発言に対して否定しており、事実認定までは至らなかった。
- なお、児童Bが発言したという内容について、学校関係者への聞き取りの結果、被害児童が令和4年11月以降学校を欠席した際に、学校に置いてあった被害児童の荷物を引き取りに来た被害児童保護者（父親）から初めて聞いたことであり、事案が発生していたと思われる時期には学校側が把握していなかったということが確認できた。
- 児童Eについて、被害児童と学級が一緒であった際に5件のいじめ加害認知（小学■年生時3件、小学■年生時2件）が学校のいじめ認知集計表から確認できた。これらの案件について、当時の学年担当の教員への聞き取りの中で、児童Eと被害児童とのいじめを含めたトラブル等を証言している者が多数いること等から、児童Eから被害児童へのいじめはあったものと認定できる。

一方、被害児童から児童Eへのいじめ認知も2件（いずれも小学■年生時）記録されていることも確認できたこと、当時の学校関係者への聞き取りをする中で、児童Eが一方向的に被害児童をいじめ続けていたという認識はなかったことなどから、児童Eが■年生から■年生まで継続して被害児童をいじめていたとまでは認定できなかった。
- 被害児童が小学■年時に、下校時の通学路上で暴言を吐かれるといういじめ事案について、児童Aはそもそも帰りの方面が違うので言っていないということであり、児童Bは聞き取りの中で悪口を言ったことは聞き取りの中で認めたが、相手は覚えていないということだった。また、児童Cについては、児童A～E全員で帰ったことを覚えていないということであり、児童Eについては、帰った時もあったが、グループ内で児童Aと児童Dによる仲間外しのような事案が発生してからは一緒に帰って



言わざるを得ない。

また、小学■年時においては、消しゴム等を盗られるという事案も発生していた。

- 被害児童が小学■年時に、下校時の通学路上で暴言を吐かれるといういじめ事案については、学校が、いじめ認知をしていたこと、児童Aへの指導を検討していたことなどから、児童Aによる下校途中の暴言はあったものと判断する。

また、児童の証言等から、被害児童が下校途中に児童A以外からも暴言を吐かれていた可能性はあると指摘せざるを得ない。

以上の内容について、調査委員が事実認定した案件については、当時の学校の記録及び学校関係者、関連児童から確認が取れている内容であることに加えて、御家庭において被害児童が心身の苦痛を訴えていること等から、当該事案は「いじめ防止対策推進法（以下、「いじめ法」という。）第2条」のいじめの定義に従い、いじめと判断するものである。

また、被害児童及びその保護者の訴え及び事案の内容を総合的に考慮して、「いじめ法 第28条」の重大事態にあたりと判断する。

なお、上記の事実の確認については、当事者ごとに言い分が異なるところを明らかにすることができなかった部分が存在している。ただし、客観的に当事者が行っている出来事があったことは概ね一致しているものであり、本調査の結果としては、上記の事実が認定できたことをここに報告する。

## 第4 学校・教育委員会の対応について

(1) 本調査の指摘事項（調査委員会より派遣された、3名の委員から）

- 「大磯町いじめ防止基本方針（平成30年8月改定）」では、「いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた児童・生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。また、関係職員だけでなく、全ての教員が情報を共有し、学校全体で連携していじめの解消を図ります。」「いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。」(p12～13 3 学校が実施する措置 (4)いじめに対する措置 より)とある。

今回、調査委員による重大事態調査が実施され調査結果が示された中で、当時の学校と被害児童及びその保護者との関係性を鑑みるに、学校は様々ないじめの解決に向けて取組を続けてきたと考えていたが、果たしてそれが本当に被害児童及びその保護者が真に望む対応になっていたのかについては、相当に思い違いがあったと感じているところである。

- 被害児童に関しては、小学校への入学当初から様々ないじめ事案が発生していたと推察される。このことについては、学校が認知している集計表や被害児童保護者からの申し出等でも確認できることである。

ただし、事案発生直後ではなく、しばらく時間が経過した後に保護者が申し出た事案に対して、学校側が認知していなかった事例がある。これについて、発生からある程度時間が経っていることや、児童への聞き取り等の事実確認が難しいことを踏まえ、学校側の対応が困難であったことは理解できる。しかし、被害児童保護者からの訴えがあった以上、法に基づく認知をしなければならなかったのではないか。あるいは、名前の挙がった児童との関係や直接的な接触等に留意するなどの、未然防止対策を取ることはできたのではないだろうか。そういった意味では、保護者の訴えについて、組織として真摯に対応できていたのかは疑問が残るところであり、学校として改めて検証しなければならないところである。

今後、このような保護者からの訴えをどのように活かし、いじめ事案への組織的な対応を行っていくのかを組織全体で考えてもらいたい。

- このような対応のすれ違いの結果として、小学■年当時、被害児童保護者の思いとして、被害児童をいじめていたと考えている児童Eと被害児童が小学■年時に再び同じ学級になってしまったことがあった。

被害児童保護者としては、児童Eとの関係については度々学校へ申し出ているという認識でいたため、同じ学級に配置しない等の配慮を学校がしてくれるものと期待していたと思われる。一方、学校は認知したいじめ事案への対応は行っていたようだが、被害児童と児童Eとの関係性については、敢えて学級を別々にするまでの認識はもっていなかったことが調査の中で確認できた。このことについても学校との認識に食い違いが生じていたものと判断できる。

よって、このような食い違いの積み重ねにより、被害児童保護者が一

定の不信感等を学校に対して抱き続ける状況を生み出してしまったと同時に、学校側も被害児童保護者の要求・要望に対して「そこまで取り組む必要が果たしてあるのか」と考えてしまったのではないかと推察する。

- 学校と被害児童保護者との食い違いの例についてさらに指摘するが、小学校■年時に児童Aからいじめを受けた際、学校は被害児童保護者から「(報復される恐れがあるため) 被害児童の名前を出さないで指導をしてほしい。」旨の対応を依頼されたを受け止めていた。しかし、今回の調査において改めて被害児童保護者から聞き取った結果、確かに被害児童の名前を出さない指導をお願いはしたが、児童Aのいじめ行為をその保護者へ伝えないでほしいとは言っていないことが確認できた。

つまり、被害児童の名前を出さなくとも、児童Aの保護者へ「〇〇のようないじめ事案が発生していると学校へ訴えがあったため、御家庭の方でもお子さんに対して確認をしてほしい」等の助言を学校からできたのではないかということである。

今回、関係児童の保護者の中に、お子さんがいじめ加害とされていたことを認識していなかった方もおり、本調査の聞き取りで初めて理解した状況もあったことは事実である。

結果論となってしまうが、もしも発生当時に、被害児童保護者の意図を十分に受け止め、関係児童保護者にも対応することができていたならば、このような事態に発展する前に防ぐこともできていたのではないだろうか。

調査結果でも指摘している、下校時に暴言を吐かれるという事案について、保護者からの訴えの後、通学路変更が認められたとのことだが、被害児童保護者の記憶では、関係児童についても通学路を勝手に変更していると感じており、そのような状況が放置されているからいじめが起こっているのではないかということも当時の学校へ伝えていたとのことだった。仮に、保護者の言い分が確認できなかったとしても、初めにいじめ事案の訴えがあった際に、学校側から関係児童の保護者に対して、通学路を守っているかどうかを再確認するなど、再発防止のための手立てが取れたのではないだろうか。

一見すると、いじめとは全く関係のないことのように思えるかもしれないが、学校全体で通学路を守って登下校するという約束が子ども達に徹底されていれば、少なくとも下校時のいじめ事案を防ぐことができていたのではないかと思うと、大変残念である。本事案を振り返る際に、日頃の学校全体の指導についても再点検してもらいたい。

- 小学校■年時に被害児童が医師から出された診断書について、当時の学級担任が保護者から受け取っていたが、管理職まで共有されていなかったことが調査の中で確認できた。診断書の日付(令和4年10月11日)を確認すると、その二日後(令和4年10月13日)に保護者、学校、教育委員会の3者で協議を行っている。その際、保護者から診断書の話はなかったということから、学校としては診断書が出されていたという認識がないまま組織的な対応を続けていたことになる。

この日以降、被害児童保護者は担任に対し診断書を提出したようだが、被害児童保護者の記憶によると、担任へ診断書を提出したのは令和4年10月12日(水)であったとのことだった。もしも、この内容が管理職を含めて共有できていたのであれば、学校の対応に少なからず変化

があったのではないかと推察できる。

もちろん、今回の聞き取りを通して、学校が全くいじめ対応をしていなかったとは思わないが、改めて組織的な対応とはどのようなものかを確認し、学校いじめ防止基本方針に則った報告・連絡・相談体制を整えていただきたい。また、その際、学級担任等が孤立することのないように、共有する場を設けることをお願いしたい。

- ■年生の時の給食減らし事案について、発生当時、被害児童保護者を通じて担任へ連絡があったことは調査の中で確認できた。しかし、担任による学級全体への指導は行っていたようだが、管理職まで報告が上がっていなかったため、給食減らし事案に対して組織的に対応するということにはならなかったことは非常に残念である。

被害児童及びその保護者は、当時、この事案がいじめであるという認識でいたことは間違いない。そのことは、仮に、被害児童保護者の記憶が正しいのであれば、この時点で小学■年時の児童Cへの対応等について、学校は年度当初から意識の高い取組を行うことができたのではないか。さらに言うと、小学■年時に発生していた児童A～Eによる教室離脱等の問題行動について、もっと早い段階からそれぞれの保護者とも協力して対応することができていたとも考えられるため、学校は事実確認を行った上で、被害児童側へ経過報告をする等の対応を丁寧に行うべきであったと考える。

また、その後も、令和4年11月1日（火）に開催された、保護者説明会での被害児童保護者の発言等を受けて、この出来事をどこまで真剣に受け止めていたのか疑問が残る。

具体的な被害の事実が明確ではないことや、加害が特定できていなかった状況、被害児童保護者から伝えられた内容が既に過去の内容であったことなどから、学校は話を受け止めはしたが、この訴えについてどこまで被害児童保護者の思いに寄り添うかまで、組織としての対応に至らなかったのは大いに残念である。

- このことは、教育委員会の対応についても同様である。令和4年11月1日（火）に、当時の小学■年生の状況が全体的に落ち着かないという話があり、それを改善していくために、学校だけでなく保護者や地域の方々の力を借りて見守り活動を実施するための事前説明会を学校とPTAが合同で開催したが、その会議の場で、被害児童保護者が改めていじめ被害について訴える場面があったと確認している。しかし、同年10月13日に学校、被害児童保護者、教育委員会で協議の場があり、「被害児童保護者の気持ちは受け止めている、話は聞いている」という捉えから、会議の場で被害児童保護者が発言していたという事実の共有程度で終わってしまい、保護者の発言一つひとつの中身や、どうしてその場で発言することになったのかまで寄り添って受け止めることができなかったのは大変残念である。

この時点では、教育委員会としては、小学■年時にあったと被害児童保護者が訴えている給食減らしを認識していなかったとはいえ、保護者の発言を真摯に受け止めていれば、学校に対して事案確認等の指示を出すことは不可能とまではいえなかったのではないだろうか。

※被害児童保護者から再度の要望があったため、令和4年11月1日（火）に開催された、保護者説明会の状況について、改めて当時の学校及び教育委員会関係者からの聞き取りを行った。結果は次の通りであ

る。

- 午前10時に開始。会の運営は当時のPTA本部役員が担当していた。司会も当時のPTA会長。保護者が家庭科室に車座に座っていた。
- ■■■校長から集まった保護者への謝辞。コミュニティ・スクールの力を借りて、学年が落ち着かない状況にあることを校長として何とかしたいと思っていると語っていたと記憶している。
- 学年主任である■■■総括教諭から学年の現状説明があった。一部の授業が成立しなくなっていること、授業離脱が目立つようになってきていることについて、保護者と多くの児童に対して、不安と心配を与えてしまい申し訳ないと謝罪があった。話の中で、学年主任としての呵責の念から嗚咽する場面があったのを覚えている。
- PTA会長が、この会の趣旨について説明した。「誰かが悪いという形で断罪するのではなく、地域で育つみんなの子どもたちが抱える課題という視点で、どのようにすれば■■■年生の現状が良くなっていくかについて、みんなで話し合いたい。」という内容であったと思う。
- その後、挙手をして、保護者に発言の機会が与えられた。何人かの保護者が、授業参観や学校へ行く週間の際に見た■■■年生の状況に対する感想や、■■■年生の現状について具体的な質問をしていた。質問に対しては、学年主任が中心となって回答していた。
- 最初に子どものいじめ被害の状況について発言をしたのは、ある父親の方だった。子どもがしつこく嫌がらせを受けて、教室に入れない状況になっていた時期があると語り、子どもが安心して学校に通うことができる環境を作りたいと学校に対して要望していた。
- その後、いじめ加害をしている児童の母親と思われる方が挙手をし、謝罪とともに、自身も子育てに悩んでいること等を涙ながらに語っていた。その話を受け、何名かの保護者から「(その子は)いい子だよ。」「子どもだけが悪いんじゃない。」等の声掛けがあったと思う。
- その後、被害児童保護者が挙手をして、発言をした。内容を細かく覚えていないが、「いじめに苦しんでいる子がいる。落ち着いた学習環境を一刻も早く整えてほしい。」というような趣旨の話をされたと記憶している。
- 参加者からの発言が一段落ついたところで、司会・進行役のPTA本部役員から小グループを作り、■■■年生の今後について話し合ってもらいたいというような指示があった。
- 説明会終了後、別件で学校を訪問していた際に学校長から出席を求められていた指導主事(当時)が、教育委員会事務室へ戻ってきた際に、会の様子について口頭で報告があった。
  
- この重大事態調査報告書の取りまとめの最中に、小学■■■年時の被害児童の出席状況等の公簿への記載に誤りがあったという事案が学校で発生している。主な誤りは、小学■■■年生の後半、被害児童の早退の日数が50~60件記載されていなかったということだった。この事故発生について、学校と教育委員会の見解は、担当教員の失念や勘違いによる単純なミスということになっているが、被害児童保護者からすると、当時担任と連絡帳を通じて早退等のやり取りをしていることや、令和4年1月から3月の間、学校に対して「給食辞退届」を提出していることなどから、そのような記載の誤りが起こることなどありえないという見解である。

仮に、学校や教育委員会の事故調査の見解のとおり、担任による単純な間違いであったとしても、当時、これだけ組織的に学校として対応してきた被害児童の早退状況について誰も気付かずそのまま公簿に記録されていないのは、当時の学校体制として問題があったと指摘されても仕方がないのではないだろうか。

- これまでの調査結果等を踏まえると、学校側の認識として、学校としては被害児童保護者が訴えるいじめについてそれなりに対応をしている、むしろ保護者が過剰に捉えているのではないかというような思いが生まれてしまったのではないだろうか。

学校としては、被害児童本人への定期的な聞き取り等を行っていたとは思いますが、学校がまとめた記録からは、それを踏まえたいじめ防止への決意が読み取れない。令和4年11月頃に発生したとされる昇降口前の案件についても、なぜ組織で対策・対応の検討をしないまま、学校長が直接保護者の勤務先へ個別に対応することになってしまったのか疑問が残るところである。

- 教育委員会事務局については、令和■年度に当時の学級で生じている問題について、学校が保護者から何度も相談を受けていたことは承知していたと思われる。そのことは、教育委員会に対しても被害児童保護者から直接連絡があり、応答していた事実から推察される。この点、当時の学校長が様々な配慮をしたことを受けて、一応この問題はある程度解決したという判断をしているものの、その後、事務局としてこの案件を伴走する体制が整えられていたとは考えにくい。結果として、令和4年6月に発生した暴言の事案の受け止めも、数あるいじめ事案の一つ程度という認識しかしておらず、もう少し早い段階で学校とともに対応を検討（場合によっては学校に対して指導）等していれば、いじめの防止につながる対応になっていたのではないかと考えられる。

- 令和4年11月4日（金）に、被害児童保護者を通じて転校の申し出があった際、教育委員会は、被害児童保護者から学校のいじめ対応が十分ではないことを伝えられていたにも関わらず、一方で、学校側から報告のあった案件（昇降口前で発生した、児童Dのランドセルを被害児童保護者が掴んだとされる件 ※ただし、被害児童保護者（父親）の記憶では、当時の校長及び教育相談COが同席した上で、防犯カメラ映像を確認した際、「掴んだ」ではなく、左手で触れていたことがわかったため、「（左手の握力が弱い母親が左手を使って触れるとは考えられないことから）掴んでいなくて安心した」旨を伝えたと認識している。）が転校の背景にあるのではないかという分析を重視し、転校することが被害児童保護者にとっての望みであるという判断をしてしまったのは大変残念である。

仮に、そうであるにしても、学校も教育委員会も昇降口前でのやり取りの詳細を調査した上で、改めて被害児童保護者と協議する場を設けるなど、転校させないための別の対応を検討することができたのではないだろうか。

なお、被害児童が、今回の案件を通して在籍小学校での就学を断念し、■小学校に転校せざるを得ない状況を生み出してしまったことは極めて遺憾であるものの、転校先の教育委員会と相互に連携して転校手続きを行い、被害児童が安心して就学できる状況を作り出したことだけは、せめてもの救いである。

- 加害として事実認定した児童の中には、当時の学校側も指導等に苦慮していた実態を、関係教員への聞き取りから伺うことができた。全面的

に学校の対応を底うつもりはないが、それぞれの児童に対して、指導及び支援の方策を立てて実行していたことは調査の中でもある程度確認できた。しかし、結果として上手くいかなかった部分も多くあり、そのことが今回のいじめ事案につながってしまった可能性を全く否定できない。

改めて、配慮や支援が必要な児童への手立てを組織的に考え実行できる学校体制を整えていくことが喫緊の課題である。教育委員会は学校体制の構築に向けて教職員等の人的あるいは財政的な援助を検討してほしい。

- 本事案を調査する上で必要な資料の提供は学校及び教育委員会側からあったと理解しているが、一方で、被害児童保護者も様々御指摘している通り、当時の対応の記録が残っていないものがあることや、誰がまとめたのか等の記載がない記録が存在するなどの不備がいくつか確認できた。記録を残すことはいじめ事案について、学校側の対応の証拠ともなるので、ある面では学校を守ることにつながるものである。

この記録の不備については、調査中再三に渡って被害児童保護者からも指摘を受けていることであり、例えば、■年生の初めに児童Aとの間でいじめ事案が発生していた中で、担任だけの指導では解決しないという学校側の判断からか、児童指導部として当時の担当教員（■■■■教諭）も参加して児童Aへ指導したと学校から被害児童保護者は報告を受けている。しかし、この記録が学校に残っていないため、被害児童保護者からすれば、本当に当時の学校は指導していたのか、そもそもこの時から重大な案件として対応していたという事実を隠したいのではないかと疑わざるを得ないと考えている。

これだけではなく、先で指摘した通学路の変更に係る学校とのやり取りについても詳細な記録が残されていなかったり、昇降口前の案件で当時の学校長が被害児童保護者の勤務先へ出向いた際のやり取りの記録や、再度校長室にて校長と被害児童保護者（父親）で防犯カメラの映像を確認した際のやり取りの記録もなかったりしている。

学校に在籍する全ての児童の案件について、一つ一つ詳細な記録を残すことは現実的ではないことは言うまでもない。しかし、今回、被害児童保護者が指摘している事案の記録については、学校にとって有益なものもあったと考える。ここで改めて記録を残す必要性について、本事案に関わった教職員だけでなく、全ての町の学校関係者に対して重ねて指摘するものである。

- 調査委員から被害児童に対する聴き取りは、調査が開始されてからだいぶ時間が経過してからとなってしまったが、当時学校が把握できていない部分で起こっていたと思われるいじめ事案や当時の思いなど、率直に話を伺うことができた。その中で、被害児童が過去のいじめ事案から受けた心の傷があるにも関わらず、過去に囚われず、現在を充実して生きていることが確認できたことは大変良かったと考える。
- また、令和3年7月29日～令和4年4月27日まで数回にわたって行われた大磯町スクールカウンセラー（以下、SC）への相談の中で、被害児童が加害児童等からのいじめ行為（暴言等）に対する苦痛を訴えた内容がSCに対する聞き取りや相談記録から確認することができた。この相談内容から、被害児童は自分に対するいじめ行為に限らず■■■■小学校全体でのいじめ行為を撲滅させたいという思いを当時訴えていたことが明らかになった。このことから被害児童が「いじめ行為を学校から根

絶したいと切に願っている」ことを調査委員として見逃してはならない重要な視点であると感じている。

- 今回、調査を進めるにあたって被害児童保護者と面会した際、その要望として、被害児童がいじめの被害なく安心して町を歩けるようにしてほしいというものがあった。また、いじめをした児童を単に処罰するという考えではなく、いじめをしてしまうような子ども達がいじめをしなくなる働きかけや支援を大人が考え実行して欲しい旨の思いも述べられていた。

調査委員としては、この被害児童保護者の心情を十分に尊重し、学校及び教育委員会に対して、「いじめが起きない学校づくり」「いじめが発生した際の適切な対応」「いじめによる被害を受けた児童・生徒及びその保護者への寄り添い」「加害児童・生徒及びその保護者へのサポート」等の重層的な支援を改めて全教職員で共有するとともに、子ども達にとって安心・安全で、楽しく過ごすことができる学校づくりに邁進してほしいと切に願う。

## (2) 今後のいじめ防止に係る対応策等（学校及び教育委員会から）

学校及び教育委員会は、今回、大磯町いじめ問題対策・調査委員会から派遣された3名の委員により指摘されたことを真摯に受け止め、今後の児童・生徒指導体制の改善に活かしていく。

町立学校と教育委員会のいじめ防止体制として、学校でいじめが発生した際は、教育委員会は適宜報告を受けることになっており、さらに今後重大ないじめに発展しそうなケースについては、詳細な報告も別途学校から行うように教育委員会から指示を出している。本事案についても、適宜学校から報告を受けており、学校が被害児童及びその保護者に丁寧に寄り添い対応しているものと判断していた。

しかし、関係者が調査等を受ける中で、実は被害児童保護者は入学当初から学校の対応に納得していなかった部分があることや、被害児童保護者の望んでいた対策と学校側が実際にとった手立てに大きな食い違いがあったのではないかとということが分かった。今まで学校は、被害児童保護者からの申し出に対して真摯に対応してきたと認識しており、学校の対応についても十分に納得していただいていたと考えていたが、この調査を通じて保護者の思いに触れるにあたり、学校の思いが一方的であり、結果として被害児童及びその保護者に十分に寄り添いながら対応できていなかったのではないかと感じているところである。

このことは、例えば、被害児童が小学■年時に、1学期当初、学校は被害児童と児童Eとの間でのいじめ事案は把握しており、その解決に向けて取り組んでいた。しかし、2学期以降は、学校が把握している限り、児童Eとの間の事案は特に大きな問題になっていたという認識はなかった。当時開催されていた校内のいじめ防止会議においても、事案対応の経過等の共有程度であった。それよりも、当時の学級の雰囲気や、授業に集中できないことや、騒がしさのせいで飛沫がとび、新型コロナウイルス感染症に罹患してしまうのではないかとということに対して被害児童及びその保護者が悩んでいたと受け止めていた。実際、学校及び教育委員会の認識としては、当時の被害児童保護者から2学期以降、いじめについて強く解決を求められたということではなく、とにかく学級で被害児童が静かに授業を受けられない状況を何とかしてほしいという要望だったと認識している者が多かった。給食を辞退することについても、教室では落ち着いて食べられないということから被害児童の早退や給食辞退につながっていったという理解であった。

しかし、被害児童保護者にしてみれば、9月頃に給食を減らされたという事案があり、当然そのことはいじめとして捉えて学校が対応してくれているものと考えていたのは想像に難くない。さらに、この事案が担任を通じて当時の学校管理職まで共有されていなかったことは、学校組織として大いに反省し、改善するべき内容であると考えている。

また、被害児童が小学■年時に、令和4年10月13日（木）に被害児童保護者、学校、教育委員会の3者で協議を行った際、学校側は児童Aのみによるいじめ加害行為への対策について、被害児童保護者に御理解をいただいたものと考えていた。その場に参加していた職員のだれもが、児童Aへの対応という話だと受け止めていた。しかし、本調査において、被害児童保護者側の主張では児童Aだけではなく、複数の児童からいじめられていたということだったので、そもそもいじめ構造の全体把握に食い違いがあったことになる。

また、同年11月に開催された音楽学習発表会の際、被害児童が当時の担任に対して、「来年はこの曲をやりたい。」等の話を嬉しそうにしていたということを聞いていたことから、それまでに発生していたいじめ事案について、被害児童が良い意味で乗り越え、前を向いて学校生活を送ってくれるような気持ちになってもらえたのだと見立てていたところ、実際は、もうこれで学校に通わなくてよいという気持ちで臨んでいたということがわかり、心の中で「学校に登校したくなかった。」という気持ちを被害児童に持たせてしまっていたということだった。

以上のような食い違いが起きないように、当時、もっと被害児童や被害児童保護者の心の内を理解できる関係性を構築できていれば、このような事態にならなかったのではないかと振り返るに至り、学校及び教育委員会は大いに反省し、被害児童やその保護者の気持ちや考えを十分に汲み取り、寄り添った上でいじめ事案に当たることができるよう、組織的な体制を見直していきたいと考えている。

次に、当時の学校と被害児童保護者とのやりとりから、被害児童保護者が昇降口前にいた児童Dに対して、ランドセルを掴む（※ランドセルを掴んだかどうかについては、学校側と被害児童保護者の間で食い違いがある。）などして、児童Dの母親のところへ案内させようとした件である。

児童Dへの指導と支援については、なかなかうまくいかない状況が続いていたことは否めないところである。

そのような背景の中で、学校は昇降口前の案件を非常に重い事案が発生したと認識してしまったため、被害児童保護者からあった転校の件については、いじめ事案が好転していないという理由もあったが、それだけが理由ではないのではないかと考えてしまった。また、教育委員会も、学校からの見立てをそのまま受け止めて対応してしまったため、転校の手続きを進めていくことが、被害児童及びその保護者への寄り添いになるといった考えで対応を進めてしまった。このことは、当時を振り返ってみると、別の方策があったのではないかと考えるところである。

今回、調査と関連して被害児童保護者からも昇降口前案件の事実の有無について御指摘をいただいていることを踏まえ、改めて学校及び教育委員会の対応について振り返るが、昇降口前事案が発生した翌日以降に、児童Dが学校にて「被害児童保護者に掴まれた。」と仲間たちに発言していたことや、当時の学年教員が児童Dに対して、「この案件は児童Dと被害児童保護者との間の出来事であり、被害児童は関係のないことであるから、この件で被害児童を悪く言わないように指導した。」という事実もあること、当時の学校長が被害児童保護者（父）と防犯カメラ映像を確認し、被害児童保護者（母）が児童Dのランドセルを掴んでいることを確認したという報告があったこと等（※この報告内容に関しては、学校側と被害児童保護者の間で食い違いがある。）から、当時の学校及び教育委員会は事実として受け止めざるを得なかった。また、この案件を明らかにすればするほど、却って被害児童が辛い立場に追い込まれてしまうのではないかという教育的な判断も入ってしまい、詳細な事実確認の時間を確保できなかった。

これらは今となっては言い訳でしかなく、被害児童保護者の御指摘のとおり、事案の事実確認について丁寧に行い、被害児童保護者の納得を得ら



でなく、外部の方を講師に招き、命の大切さについて考えるような特別な時間を設けるなどして、子ども達一人ひとりに対して、自他ともに大切な存在であると感じてもらえるような取組も続けていきたい。さらに、1人1台端末を活用した心の健康観察アプリを活用し、子ども達の毎日の心の状況を確認し、積極的に声をかける等、いじめに限らず様々な子ども達の悩みに対して早期対応できる手立てを進めていきたい。

そして、本事案で心身に大きな被害を受けた被害児童とその保護者が、大磯町の学校からいじめで悩む子どもがいなくなって良かったと言ってもらえるよう、取組を続けていく所存である。

最後に、ここで改めて、被害児童及びその保護者に対し、当時の学校及び教育委員会のいじめ対応の至らなかった点について、真摯にお詫び申し上げます。

## おわりに

本報告書の記載内容には、学校及び教育委員会の対応の在り方についての指摘事項等を含めているが、こちらは調査委員3名が本件を第三者視点から公正に調査・検証し、再発防止に資するための方策等を指摘したものである。

学校及び教育委員会は、本調査結果及び指摘事項を真摯に受け止め、今後のいじめ防止に向けた取組に精励してほしい。

なお、被害児童保護者は本報告書の即時公表を求めているが、調査委員3名としては、報告書の公表について判断する立場ではないため、公表の是非についての言及は控えることとする。今後、定例の大磯町いじめ問題対策・調査委員会の場において、公表についての考え等を協議することはできるが、最終的に被害児童保護者の御要望をどのように受け止めて対応するかは、大磯町教育委員会にその責任の所在があるものとする。

また、当然のことではあるが、外部からの不当な圧力を受けたことなどは一切なく、最後まで主体的に調査することができたことを明言させていただきたい。

最後に、被害児童及びその保護者からの訴えにもあったように、大磯町からいじめをなくし、どの子どもも安心・安全に学校へ通うことができること、いじめによる被害者がいじめに怯えながら暮らすのではなく、安心して生活できること、これらの実現に向けて、町及び教育委員会には毅然とした取組をお願いするとともに、調査に関わった者として、今後大磯町からいじめがなくなっていくよう見守っていききたい。